新型コロナウイルス感染対策フロー（第3版）2022/8/29～

注意：行政による健康観察期間等の変更があった場合は、下記によらず、変更後の期間により対応する。

※新型コロナウイルス感染症対策フロー（以下、「感染症対策フロー」）

① 発熱・倦怠感・味覚異常等のコロナを疑う自覚症状がある場合 → 出社を控える → 医療機関等へ相談 → ・PCR検査 ・発熱等の症状が直ぐに改善しても医療機関の指示に従う

② 職員が濃厚接触者となった場合
- → 発熱等の症状あり → ①参照
- → 発熱等の症状なし → 原則5日間の健康観察期間 → 出社

③ 家族が濃厚接触者となった場合
- → A 家族に発熱等の症状あり
  - → 職員に発熱等の症状あり → ①参照
  - → 職員に発熱等の症状なし → 自宅等にて原則5日間の健康観察を行う（期間中無症状であれば期間満了後に出社／症状が出た場合は①）
- → B 家族に発熱等の症状なし
  - → 職員に発熱等の症状あり → ①参照
  - → 職員に発熱等の症状なし → （要注意のうえ）出社 但し、家族が発症した場合は、③A対応へ変更する。

④ 職員及び家族が感染者と接触（店舗の利用等）した場合 → 医療機関等へ相談
- → 濃厚接触者であると判定 → ②or③A・B参照
- → 濃厚接触者ではないと判定 → 出社

⑤ 家族の職場・学校等で感染者が発生した場合
- → 家族が濃厚接触者となった場合 → ③A・B参照
- → 家族は濃厚接触者ではない場合
  - → 職員・家族に発熱等の症状あり → ①or③A・B参照
  - → 職員・家族に発熱等の症状なし → 出社

①（所属長への報告）
コロナを疑う症状がある場合、その理由で医療機関を受診した場合、PCR検査等を受けた場合、職員・家族が濃厚接触者になった場合は、必ず所属長（グループ長）へ速やかに連絡の上、感染対策フローに沿った行動をお願いします。

②（待機期間の扱い）
対策フローに示す、PCR判定期間、出社を控える期間、健康観察期間等はいずれも『特別休暇』とします。出社後に所定の手続きをお願いします。

③（疑義等）
対策フローに無い状況等が発生した場合は、所属長に相談をお願いします。対応が決定するまでの間は出社を控えて下さい。

【濃厚接触者の定義】

保健所が濃厚接触者と認定する基準は次の通り
陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間（※1）に以下の接触があった場合
- ■陽性者の同居者
- ■陽性者と長時間の接触（※2）
- ■適正な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護、介護していた人
- ■陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性の高い人
- ■感染防止対策（お互いマスク着用等）なしに陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

※1 ・陽性者に症状がある場合：
発症日2日前から入院等の隔離開始まで。同居の場合、自宅療養終了まで。
・陽性者に症状がない場合：
陽性判明日の2日前から隔離開始まで。同居の場合、自宅療養終了まで。
※2 車内、航空機内等を含む。航空機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列（計5列）に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則。
注：上記内容は自治体等により差異があり、今後の変更の可能性がある。

職員が、新型コロナウイルスへ感染した場合の感染症対策フロー

発熱等の職員へのPCR検査の実施※1
- → 陰性 → 出社（体調変化がない場合）
- → 陽性（職員の感染確認）
  - → 必要期間の療養（感染者本人）
  - → 保健所から協会への濃厚接触者の確認又は協会の調査
    - → 濃厚接触者と認定された者 → 原則5日間の健康観察期間※2
      - → 期間中に発熱等の異常なし → 出社（期間経過後）
      - → 期間中に発熱等の異常あり → 医療機関へ連絡 ①参照
    - → 濃厚接触者とされなかった者 → 各自で体調管理を行う

※1：PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機
※2：最終接触日から起算